

# 死亡届出後の主な手続きについて

綾部市役所 ☎0773-42-3280 (代)

ご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。市役所での主な手続きは次のとおりです。

区 分	担 当 課	必 要 な 手 続 き
印 鑑 登 録 証	市民・国保課 戸籍住民担当 (本庁舎1階) TEL0773-42-4245	死亡者が、印鑑登録をされていた場合は、登録証をお返しくください。(各自で処分していただいても結構です)
住民基本台帳カード		住民基本台帳カードをお持ちの方はお返しくください。
マイナンバーカード		諸手続き完了後、各自で処分をお願いします。
在 留 カ ー ド 特別永住者証明書		死亡者が、外国人住民であった場合には在留カード等を法務大臣に返納する必要があります。詳しくは戸籍住民担当へお問い合わせください。
し 尿 く み と り ( 環 境 保 全 課 ) ( 衛 生 公 苑 担 当 )		し尿くみとりが、不必要となった場合は、取り消しを。世帯主が変わった場合は、名義変更をしてください。 (電話でも可 ☎42-1500)
年 金 手 帳 年 金 証 書	市民・国保課 医療年金担当 (本庁舎1階) TEL0773-42-4253  (後期高齢者医療、 年金) TEL0773-42-4246  (国保)	死亡者の年金加入状況等によって、手続きが異なります。詳しくは医療年金担当にお問い合わせください。
国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証		死亡者が、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者であった場合は、被保険者証の返却及び脱退の届出をしてください。
後 期 高 齢 者 医 療 被 保 険 者 証		死亡者が、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者であった場合、葬祭を執り行った方(喪主)に葬祭費が支給されます。
国 民 健 康 保 険 葬 祭 費 の 給 付 申 請		申請には申請者(喪主)の印鑑と金融機関の口座番号等がわかるもの、 <u>会葬礼状</u> または <u>葬儀の領収書</u> (※)が必要です。(※)後期高齢者医療制度の場合のみ
後 期 高 齢 者 医 療 葬 祭 費 の 給 付 申 請		
福 祉 医 療 ( 老 人 ) 受 給 者 証	高齢者支援課 (西庁舎1階) TEL0773-42-4259	死亡者が、福祉医療証(老人)の交付を受けておられた場合は、医療受給者証の返却及び死亡の届出をしてください。
介 護 保 険 被 保 険 者 証	(福祉医療) TEL0773-42-4261  (介護保険)	死亡者が、介護保険被保険者証の交付を受けられていた場合は、被保険者証をお返しくください。 振込口座等の確認が必要になる場合があります。
上 水 道 ・ 下 水 道	下水道課管理担当 (東庁舎2階) TEL0773-42-4294	死亡者が、所有者又は使用者の場合、異動届の提出等、手続きが必要です。
	上水道課管理担当 (里町) TEL0773-42-1815	上水道については、下水道課管理担当でも手続きをしていただけます。

<p>軽自動車税 名義変更/廃車</p>	<p>税務課 市民税担当 (本庁舎1階) TEL0773-42-4235</p>	<p>死亡者の名義の軽自動車は、新たな所有者への名義の変更手続きや、廃車申請手続きが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・125cc以下の原付や農耕作業車は、市役所窓口で手続きをお願いします。</li> <li>・四輪の車両は、軽自動車検査協会京都事務所で手続きをお願いします。(☎050-3816-1844)</li> <li>・二輪の車両は、近畿運輸局京都運輸支局で手続きをお願いします。(☎050-5540-2061)</li> </ul>
<p>固定資産税 相続人代表者指定 兼現所有者申告</p>	<p>税務課 固定資産税担当 (本庁舎1階) TEL0773-42-4244</p>	<p>相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出が必要です。また、法務局で相続登記の申請も必要となります。相続登記の詳細は京都地方法務局福知山支局(☎0773-22-3043)にお問い合わせください。</p>
<p>福祉医療(障害)等 受給者証  身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳の 交付を受けていた方</p>	<p>障害者支援課 (西庁舎1階) TEL0773-42-4254</p>	<p>死亡者が、福祉医療証(障害)等の交付を受けておられた場合は、医療受給者証の返却及び死亡の届出をしてください。</p> <p>死亡者が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられていた場合は、お返しく下さい。</p>
<p>児童手当</p>	<p>子育て支援課 子育て担当 (西庁舎2階) TEL0773-42-4252</p>	<p>死亡者が、受給者の場合や対象児童の場合は、死亡の届出をしてください。また、受給者を変更する場合は、新受給者による請求手続きをしてください。</p> <p>死亡者が、受給者の場合や対象児童の場合は、死亡の届出をしてください。</p> <p>死亡者が、福祉医療証(子育て)等の交付を受けておられた場合は、医療受給者証の返却及び死亡の届出をしてください。</p>
<p>児童扶養手当</p>	<p>子育て支援課 子育て担当 (西庁舎2階) TEL0773-42-4252</p>	<p>死亡者が、受給者の場合や対象児童の場合は、死亡の届出をしてください。</p> <p>死亡者が、福祉医療証(子育て)等の交付を受けておられた場合は、医療受給者証の返却及び死亡の届出をしてください。</p>
<p>福祉医療(子育て)等 受給者証</p>	<p>子育て支援課 子育て担当 (西庁舎2階) TEL0773-42-4252</p>	<p>死亡者が、福祉医療証(子育て)等の交付を受けておられた場合は、医療受給者証の返却及び死亡の届出をしてください。</p>
<p>森林の土地の所有者届出</p>	<p>林政課 (東庁舎2階) TEL0773-42-4362</p>	<p>死亡者が、森林を所有されていた場合、新たに所有者となった方は、相続登記(名義変更)完了後90日以内に、「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。</p>
<p>市営住宅</p>	<p>建築課 (東庁舎3階) TEL0773-42-4287</p>	<p>死亡者が、市営住宅の入居者である場合、別途手続きが必要です。府営住宅の場合は、府営住宅管理センターへお問い合わせください。(☎0773-42-1021)</p>
<p>飼い犬</p>	<p>保健推進課 (保健福祉センター) TEL0773-42-0111</p>	<p>死亡者が、犬の所有者の場合、所有者変更の届出が必要です。</p>